

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

| | |
|--|---|
| 会 議 名 | 庁 議 |
| 開 催 日 時 | 平成 28 年 10 月 27 日（木）午前 9 時～午前 9 時 33 分 |
| 開 催 場 所 | 301 会議室 |
| 出席者及び 欠 席 者 | 出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、議会事務局長、教育部長、教育部学校教育担当部長、教育部指導担当参事、会計管理者 欠席者：なし |
| 議 題 | 1 平成 28 年第 4 回市議会定例会提出議案について 2 その他 |
| 結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。) | 議題 1：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2：第 4 回市議会定例会の招集期日は、12 月 2 日（金）である。 |
| 審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印＝構成員 ●印＝説明員 | 議題 1 平成 28 年第 4 回市議会定例会提出議案について (1) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (総務部長説明) 一般職の職員の給料の額を改正する必要があるので、本案を提出する。 概要については、扶養手当の額を見直すこと、行政職給料表(1)の 3 級の号級数を見直すこと、新たに行政職給料表(1)の 2 級の 31 号給の適用を受ける職員の給料月額を 182,700 円とし、新たに同表の 2 級の 16 号給の適用を受ける職員の給料月額を 156,100 円とする。これは初任給の規定である。 備考として、職員の給与改定については、東京都人事委員会の勧告に準じて実施している。公民較差解消に基づく主な内容は次のとおりである。 扶養手当のうち配偶者等に係る手当の月額を見直すこと、行政職給料表(1)・(2)は改定を見送り、(1)の 1 級（当市でいう 3 級）の号給数を見直すこと、新たに行政職給料表(1)の 1 級の 29 号給（当市でいう 2 級の 31 号給）の適用を受ける職員の給料月額を 182,700 円とすること、期末・勤勉手当の年間支給月数を 0.10 月分引き上げることである。 施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からとする。 (結 論) |

提出議案として決定する。

(2) 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

常勤の特別職の職員の12月期の期末手当の支給率を改定する必要があるので、本案を提出する。

常勤の特別職の職員の12月期の期末手当の支給率を改正する。

施行期日は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用させる。

一般職の職員の給与改定に準じて改正する。

(結論)

提出議案として決定する。

(3) 武蔵村山市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(市民部長説明)

地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

一点目は延滞金額の計算期間の見直しである。納税環境整備の一環として、課税庁が市民税の税額の減額更正後に増額更正を行った場合には、延滞金の計算期間について、納期限の翌日から増額更正に係る不足税額の通知書が発せられた日までの期間を控除することとされたことに伴う所要の規定の整備を行う。

二点目は個人市民税のセルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチOTC薬の購入費用について控除の制度(医療費控除の特例)を創設するものである。また、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例を設け、日台民間租税取決めに規定された内容の実施に関する国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

三点目は固定資産税(償却資産)の地方税の特例措置として国が一律に定めていた内容を市町村が判断し、条例で決定できる仕組み「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」の対象として新たに定められた特定再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例割合を定める。

四点目はその他所要の規定の整備を行うものである。

施行期日は、公布の日からとする。ただし、延滞金額の計算期間の見直し、個人市民税の特例適用利子等は又は特例適用配当等の額に係る所得の分離課税は平成29年1月1日から、医療費控除

の特例の改正規定は平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

(質 疑)

○ 「スイッチOTC薬」、「特例適用利子」、「特例適用配当」、「日台民間租税取決め」とは何か。また、固定資産税（償却資産）のわがまち特例に係る課税標準の特例割合を定めるのは、再生可能エネルギー発電設備のみか。

● 「スイッチOTC薬」とは、元々医師が処方していた医薬品から処方せんなしで購入できるようになった薬のことである。

「特例適用利子」とは、個人が支払いを受ける特定対象事業所得、特定対象国際運輸業所得及び特定非課税対象利子のうちの一般利子等のことである。「特定適用配当」とは、個人が支払いを受ける特定対象事業所得、特定対象国際運輸業所得及び特定非課税対象利子のうちの上場株式等の配当のことである。

「日台民間租税取決め」とは、一般的には国家間では条約を締結するが、日台間では国交がないため、民間の租税取決めをして、それに基づき法律を改正したものである。今まで日本及び台湾で 20%ずつ事業税をかけていたものを、10%ずつにするものである。

再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力及びバイオマスの 4 項目について、特例割合を定める。地熱発電もあるが、本市にはないので、今後必要に応じて規定を定める形になる。

○ 条例特例割合は法定よりも高くするのか、低くするのか。

● 条例特例割合は法定より低くする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例
(市民部長説明)

所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）の施行に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税の特例を定めるとともに、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）に規定する特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額等を含めるものである。

施行期日は、平成 29 年 1 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市農業委員会の選挙による委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

(協働推進部長説明)

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

法改正に伴い、選挙制度の廃止及び定数について一部改正をする。

施行期日は、公布の日からとする。ただし、第2条の改正規定(定数を「10人」を「13人」に改める部分に限る。)は、現委員の任期の関係から平成29年7月20日から施行する。

(質疑)

○ 法改正で選挙制度が廃止されることに伴い、条例の題名そのものは改正しなくてよいのか。

● 条例の題名を改正する必要がある。

○ 委員の定数は10人から13人に増加するのか。

● 現行の委員の定数は、選挙による委員10人及び法律の規定による市長の選任4人の合計14人である。第2条の規定は、今までは選挙による委員の定数を定めるものであったが、選挙制度が廃止されるので、委員全体の定数を定めるものになる。また、改正後の定数13人は農業委員会と調整中であり、今後変わる可能性がある。

施行期日については、現委員の任期が平成29年7月19日までであり、法律の規定により定数の変更は委員の任期満了の場合でなければ行うことができないとされているので、定数変更の施行期日は平成29年7月20日からとする。

(結論)

提出議案として決定する。

(6) 平成28年度武蔵村山市一般会計補正予算(第5号)

(財政担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。なお、現在は各課からのヒアリングが終了し、財政課にて査定中である。

(結論)

提出議案として決定する。

- (7) 平成 28 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
（市民部長説明）
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。
（結 論）
提出議案として決定する。
- (8) 平成 28 年度武蔵村山市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（建設管理担当部長説明）
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。
（結 論）
提出議案として決定する。
- (9) 平成 28 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
（高齢・障害担当部長説明）
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。
（結 論）
提出議案として決定する。
- (10) 平成 28 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
（都市整備部長説明）
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。
（結 論）
提出議案として決定する。
- (11) 平成 28 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
（市民部長説明）
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市立つみき保育園の指定管理者の指定について

(子ども家庭担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称は武蔵村山市立つみき保育園、所在地は武蔵村山市学園三丁目 12 番地の 1 である。

指定管理者候補者の名称は社会福祉法人やまぶき会、所在地は東京都西多摩郡檜原村 357 番地、代表者は理事長 師岡 宏文である。

指定の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市精神障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称は武蔵村山市精神障害者地域活動支援センター、所在地は武蔵村山市学園四丁目 5 番地の 1 である。

指定管理者候補者の名称は医療法人社団円祐会、所在地は杉並区下井草一丁目 10 番 5 号、代表者は理事長 塩入 祐世である。

指定の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増
加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

(総務部長説明)

平成 29 年 4 月 1 日に西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合が東京都市町村公平委員会に加入することに伴い共同設置規約の変更が必要となるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項の規定により、本案を提出する。

| | |
|--|--|
| | <p>西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合の加入に伴い、別表中「あきる野市」を「あきる野市 西東京市」に、「稲城・府中墓苑組合」を「稲城・府中墓苑組合 柳泉園組合 多摩六都科学館組合」に改める。</p> <p>施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>【追加予定】</p> <p>(1) 平成 28 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 6 号） （財政担当部長説明）</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。</p> <p>内容等については、現在精査中である。村山温泉「かたくりの湯」の改修工事費用について、最終日に追加で提出する予定である。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>議題 2 その他</p> <p>(1) 第 4 回市議会定例会の招集期日について 第 4 回市議会定例会の招集期日は 12 月 2 日（金）である。</p> |
|--|--|

| | |
|--------------------------|--|
| <p>会議録の開示 ・非開示の別</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>開 示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/>非 開 示（根拠法令等：)</p> |
|--------------------------|--|

| | |
|--------------|----------------------------|
| <p>庶務担当課</p> | <p>企画財務部 企画政策課（内線：374）</p> |
|--------------|----------------------------|

（日本工業規格 A 列 4 番）